

平成30年2月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成30年2月28日(水) 午前13時20分～15時10分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番:鎌田勝敏 2番:工藤久美子 3番:坂本康充 5番:堀田計一 6番:西和浩 7番:後藤ミホ 8番:平野豊文 (農地利用最適化推進委員 5人) 國岡伸二 久保田博文 田村和之 岸法彦 西哲郎
欠席委員	(農業委員 0人 推進委員 1人) 農業委員: 0名 推進委員: ・岡定男
出席職員	事務局長: 瀧上達也 専門監: 三隅秀俊 主事: 濱砂裕紀
会議録署名委員	5番: 堀田計一 6番: 西和浩
議事日程	平成30年2月28日(水) 1日間
報告	(1) 2月の行事報告について (2) 農地転用事前報告(5条 1件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約の提出について(7件) ② 農用地利用配分計画の認可について(10件) ③ 農地相談員の活動について(1件) ④ その他
会議事件	議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第63号 農用地利用集積計画(所有権設定)について 議案第64号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第65号 木城町の定める農業振興地域整備計画の農用地区域計画に係る意見を求める件について
事務局 (事務局長)	皆さん、こんにちは。2月期の定例総会に先立ちまして、2月13日にご逝去されました故矢野健藏農地利用最適化推進委員のご遺徳を偲び、黙とうを捧げたいと思います。皆さん、ご起立ください。黙とうをお願いします。 <黙とう> それでは、ただ今から2月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。一同、礼。ご着席ください。 ご報告ですが、2月13日に矢野健藏推進委員がお亡くなりになりましたので、現在、農地利用最適化推進委員を募集しています。この件につきましては、皆様方にも農家の方等からご質問があるかと思ひます。その時には、説明をし

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>て頂きますとともに、ご不明な点は、事務局にお問合わせいただくようお願いいたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の吉岡定男委員から欠席届が提出されており本日は欠席となります。</p> <p>それでは、最初に鎌田会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>皆さん、こんにちは。大変悲しいことでありますが、矢野健蔵推進委員が急にお亡くなりになりましたが、今だに真実とは思えません。大変、悲しいことであります。心からご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。また、農業者年金受給者協議会会長の泥谷久光様も、突然お亡くなりになりました。同じくご冥福をお祈りしたいと思います。本町農業委員会においても多大なご貢献をされた方であります。たいへん元気のいい方がお亡くなりになられたということで、私も今の年齢を考えると人ごとではないなと私自身考える所があります。皆様におかれましては、ご健康に留意され、頑張ってくださいと思っております。また、悲しい話ばかりでは、気持ちが憂鬱になってしまいますが、韓国で、冬季オリンピックが17日間開催されました。大変明るい話題が飛び込んできたと思っております。特に、笑顔が非常に印象的です。日本は、冬季のスポーツはなかなか苦手な国でありますけれど、少人数の中であれだけの感動を与えてくれたことに感謝をしております。このあたたかい気持ちをそのまま日本へ運んでいただき、春の暖かい陽気となりました。</p> <p>また、本町では、早期水稻の種まきが始まり、今年も豊作が望めるという希望を抱いている今日この頃であります。平成29年度も1カ月を残すのみとなりました。また、大変、あわただしい時期になりますが、それぞれ、頑張ってくださいと思います。悲しい話が多かったわけですが、めげずに私達は、1日1日を楽しく頑張っていこうという気持ちでいてもらえたらと思っております。</p> <p>本日の案件につきましても、いつもどおり、慎重審議で前向きにお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、ただ今から平成30年2月期の定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の本会議の出席は、農業委員7名中全員出席ですので、総会は成立しています。農地利用最適化推進委員につきましては、1名欠員で現在員数は6名となります。本日の出席者は5名で1名の方が欠席となっています。2月定例総会の出席者は合計12名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、5番堀田計一委員と6番西和浩委員にお願いします。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と濱砂主事を指名いたします。 それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第 60 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料の 14 ページをお願いします。議案第 60 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の承認について 農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 2 番 譲渡人 H・K 譲受人 N・K 土地表示 大字椎木字杉ノ本地番〇〇番 地目 畑 地積 387 m² 他 6 筆 合計 田 5 筆 4,905 m² 畑 2 筆 791 m² 移動区分 贈与 売買価格 無償譲渡 経営状況 家族 3 労働力 3 経営面積 45,891 m² 移動の理由 贈与 担当は、8 番平野委員です。資料につきましては 16 ページに添付しています。</p> <p>受付番号 3 番 譲渡人 H・S 譲受人 M・S 土地表示 大字高城字横町 地番〇〇番 地目 田 地積 514 m² 移動区分 売買 売買価格 10 a 当り 400,000 円 経営状況 家族 3 労働力 2 経営面積 6,340 m² 移動の理由 規模拡大 担当委員は、5 番堀田委員です。資料につきましては 17 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、受付番号 2 番につきまして、担当委員 8 番平野委員から補足説明をお願いします。</p>
<p>(8 番) 平野 豊文</p>	<p>先ほど、活動報告で報告いたしましたとおり、N・K さん本人にお会いしまして説明をさせていただきました。H・K さんはこちらに居おられず、ご本人には会うことができませんでした。農地の中で小字百田の〇〇番が山の中にありまして現地を確認することができませんでした。N・K さん本人は全部了承されておられます。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、受付番号 3 番につきまして、担当委員 5 番堀田委員から補足説明をお願いします。</p>
<p>(5 番) 堀田 計一</p>	<p>H・S さんの件ですが、M・S さんが隣接の田を所有されており、1 枚の田として耕作できるとのことで、M・S さんが購入される事になりました。以上です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 60 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 2 番、3 番につきまして質疑のある方は挙手のうえ受付番号を言われてから質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 60 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 2 番、3 番につきまして承認に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事でありますので、議案第 60 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の承認について、受付番号 2 番、3 番は承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 61 号農地法第 4 条の第 1 項の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>資料の 18 ページをお願い致します。議案第 61 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてであります。農地法第 4 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する</p> <p>受付番号 1 番 申請人 H・T 土地表示 大字石河内字大久保 地番〇〇番 地目 畑 地積 2,370 m² 転用目的 山林（杉山） 施設概要 山林（2,370 m²）杉を 571 本植林 担当委員は、6 番西委員です。資料につきましては 19 ページから 24 ページに添付しています。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、写真説明をお願い致します。</p>
<p>（事務局） 濱砂 主事</p>	<p>プロジェクターを使用し説明。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、受付番号 1 番につきまして担当委員 6 番 西委員から補足説明をお願い致します。</p>
<p>（6 番） 西 和浩</p>	<p>この案件は、今年 1 月に、非農地証明で申請があり、取下げになった案件です。梅畑だったのですが、20 年弱収穫をされていません。H さんは、ご高齢で病気のため農作業ができる状態ではないということ、家族の方も農業をされる方がいないということで、梅の木は手入れをされておられません。下草だけを刈られている状態で、農地としての管理をされておられました。今後、梅を収</p>

<p>(6 番) 西 和浩</p>	<p>穫する予定はないということで、杉を植えて杉山にしたいとのことです。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、議案第 61 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について受付番号 1 番につきまして質疑のある方は挙手の上質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第 61 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について、受付番号 1 番につきまして承認に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 61 号農地法第 4 条による許可申請の承認について受付番号 1 番につきましては承認ということで原案どおり許可相当として県知事に意見書を添えて進達させていただきます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 62 号農地法第 5 条の第 1 項の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>資料の 25 ページをお願いします。議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認についてであります。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 1 番 譲渡人 S・K 譲受人 株式会社 K・K 土地表示 大字椎木字八反畑 地番〇〇番 地目 田 地積 411 m² 移動区分 売買 転用目的 露天駐車場 (自社使用) 施設概要 駐車場 (411 m²) 担当委員は、8 番平野委員です。資料につきましては 26 ページから 37 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、写真説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 濱砂 主事</p>	<p>プロジェクターを使用し説明。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、受付番号 1 番につきまして、担当委員 8 番平野委員から補足説明をお願いします。</p>

<p>(8 番) 平野 豊文</p>	<p>20 日に転用現地調査をした坂本農地部長の報告と事務局の説明で特に補足説明はございませんが、昨年の 11 月の案件で Y・Y さんが家を建てられるということで許可を頂いている所の隣接地でございます。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは質疑に入ります。議案第 62 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について受付番号 1 番につきまして質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 62 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 1 番につきまして承認に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第 62 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について受付番号 1 番は承認ということ原案どおり許可相当として県知事に意見書を添えて進達させていただきます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 63 号農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>資料の 38、39 ページをお願いします。議案第 63 号農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求めます。</p> <p>整理番号 1 番 受付番号 2 番 移動区分 売買 譲受人 H・M 譲渡人 O・H 土地表示 大字椎木字前田 地番〇〇番 地目 田 地積 96 m² 利用目的 稲作 売買価格 全部で 40,000 円 支払方法 口座払い 移転時期、支払時期、引渡時期 全て 2018 年 3 月 30 日 担当委員は、7 番後藤委員です。資料につきましては 40 ページに添付しています。</p> <p>整理番号 2 番 受付番号 3 番 移動区分 売買 譲受人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 譲渡人 M・K 土地表示 大字高城字菌田 地番〇〇番 地目 田 地積 972 m² 他 1 筆 合計 田 2 筆 1,897 m² 利用目的 稲作 売買価格 全部で 760,000 円 支払方法 口座払い 移転時期、支払時期、引渡時期 全て 2018 年 3 月 22 日 農地中間管理機構が行う特例事業です。資料につきましては 41 ページに添付しています。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>整理番号3番 受付番号4番 移動区分 売買 譲受人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 譲渡人M・K 土地表示 大字高城字横町 地番〇〇番 地目 田 地積1,007㎡ 利用目的 稲作 売買価格 全部で410,000円 支払方法 口座払い 移転時期、支払時期、引渡時期 全て2018年3月22日 農地中間管理機構が行う特例事業です。資料につきましては42ページに添付しています。</p> <p>整理番号4番 受付番号5番 移動区分 売買 譲受人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 譲渡人H・S 土地表示 大字高城字横町 地番〇〇番 地目 田 地積1,026㎡ 他2筆 合計 田3筆 3,056㎡ 利用目的 稲作 売買価格 全部で1,230,000円 支払方法 口座払い 移転時期、支払時期、引渡時期 全て2018年3月22日 農地中間管理機構が行う特例事業です。資料につきましては42ページに添付しています。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、受付番号2番につきまして、担当委員7番後藤委員から補足説明をお願いします。</p>
<p>(7番) 後藤 ミホ</p>	<p>ご説明申し上げます。福岡在住のO・Hさんが木城町にある農地を処分したいということで、以前から事務局に相談されておられます。この度、本日、欠席の・岡推進員がお話をH・Mさんにされ、隣接地の所有者であるH・Mさんが購入されるということになりました。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号3番、4番、5番につきましては農地中間管理機構が行う特例事業ということですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>それでは、議案第63号農用地利用集積計画(所有権移転)についての質疑をお受け致します。質疑のある方は挙手のうえ受付番号を言われてから質疑をお願いします。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(5番) 堀田 計一</p>	<p>受付番号3番、4番、5番は、農地中間管理機構が行う特例事業という事ですが、ある人から耕作を希望し、買いたいという人がおられたのですが、事前にそのような相談はなかったのですか。</p> <p>前に事務局の方に相談に行ったと言う話をされていたのですが、実際の耕作者はHさんがされておられます。</p>
<p>(事務局) 濱砂 主事</p>	<p>Hさんにつきましては、契約が入っていません。</p>
<p>(5番) 堀田 計一</p>	<p>別の田と交換してHさんが耕作されていなかったですか。</p>
<p>(事務局) 濱砂 主事</p>	<p>Hさんには、確認をさせていただいています。</p>

<p>(5 番) 堀田 計一</p>	<p>判りました。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他にございませんか。質疑が無いようですので、お諮り致します。それでは、議案第 63 号農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。受付番号 2 番、3 番、4 番、5 番につきまして承認の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成とのことですので、議案第 63 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について、受付番号 2 番、3 番、4 番、5 番につきましては承認可決と致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 64 号農用地利用集積計画 (利用権設定) についてであります。事務局長の朗読・説明をお願い致します。</p>
<p>(事 務 局) 事務局長</p>	<p>資料の 43 ページをお願い致します。議案第 64 号農用地利用集積計画 (利用権設定) についてであります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番 受付番号 3 番 移動区分 賃貸借 借受人 N・T 貸付人 Y・K 土地表示 大字高城字横町 地番〇〇番 地目 田 地積 1,020 m² 利用目的 稲作 始期 2018 年 3 月 1 日から終期 2023 年 2 月 28 日 (5 年間) 10 a 当り借賃料 粃 42kg 経営面積 2.4 h a 家族数 3 稼働労働力 3 担当委員は、5 番堀田委員です。新規の案件です。資料につきましては 55 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 2 番 受付番号 4 番 移動区分 賃貸借 借受人 N・K 貸付人 E・K 土地表示 大字高城字永山 地番〇〇番 地目 畑 地積 905 m² 計畑 2 筆 1,661 m² 利用目的 露地野菜 始期 2018 年 3 月 1 日から終期 2023 年 2 月 28 日 (5 年間) 10 a 当り借賃料 全部で 16,000 円 経営面積 3.7 h a 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は、5 番堀田委員です。新規の案件です。資料につきましては 56 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 3 番 受付番号 5 番 移動区分 賃貸借 借受人 N・K 貸付人 H・E (代表相続人 H・A) 土地表示 大字高城字藺田 地番〇〇番 地目 田 地積 338 m² 利用目的 稲作 始期 2018 年 3 月 1 日から終期 2023 年 2 月 28 日 (5 年間) 10 a 当り借賃料 10,000 円 経営面積 3.7 h a 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は、5 番堀田委員です。新規の案件です。資料につきましては 57 ページに添付してあります。</p>

整理番号4番 受付番号6番 移動区分 賃貸借 借受人 N・K 貸付人 H・K 土地表示 大字高城字藪 地番〇〇番 地目 田 地積1,021㎡ 利用目的 稲作 始期2018年3月1日から終期2023年2月28日(5年間) 10a当り借賃料 10,000円 経営面積3.7ha 家族数2 稼働労働力2 担当委員は、5番堀田委員です。新規の案件です。資料につきましては58ページに添付してあります。

整理番号5番 受付番号7番 移動区分 賃貸借 借受人 N・K 貸付人 N・Y 土地表示 大字高城字竹ノ本 地番〇〇番 地目 田 地積981㎡ 利用目的 稲作 始期2018年3月1日から終期2023年2月28日(5年間) 10a当り借賃料 粃42kg 経営面積3.7ha 家族数2 稼働労働力2 担当委員は、5番堀田委員です。新規の案件です。資料につきましては59ページに添付してあります。

整理番号6番 受付番号8番 移動区分 賃貸借 借受人 H・N 貸付人 K・R 土地表示 大字高城字藪 地番〇〇番 地目 田 地積992㎡ 計田5筆 3,494㎡ 利用目的 稲作 始期2018年3月1日から終期2028年2月29日(10年間) 10a当り借賃料 粃90kg 経営面積6ha 家族数2 稼働労働力2 担当委員は、1番鎌田会長です。新規の案件です。資料につきましては60ページに添付してあります。

整理番号7番 受付番号9番 移動区分 賃貸借 借受人 H・N 貸付人 K・K 土地表示 大字高城字外堀 地番〇〇番 地目 田 地積405㎡ 計田6筆 4,954㎡ 利用目的 稲作 始期2018年3月1日から終期2028年2月28日(10年間) 10a当り借賃料 粃90kg 経営面積6ha 家族数2 稼働労働力2 担当委員は、1番鎌田会長です。更新の案件です。資料につきましては61ページに添付してあります。

整理番号8番 受付番号10番 移動区分 賃貸借 借受人 H・N 貸付人 K・M 土地表示 大字高城字外堀 地番〇〇番 地目 田 地積303㎡ 計田4筆 3,039㎡ 利用目的 稲作 始期2018年3月1日から終期2028年2月29日(10年間) 10a当り借賃料 粃90kg 経営面積6ha 家族数2 稼働労働力2 担当委員は、1番鎌田会長です。更新の案件です。資料につきましては62ページに添付してあります。

整理番号9番 受付番号11番 移動区分 賃貸借 借受人 H・N 貸付人 F・S 土地表示 大字高城字横町 地番〇〇番 地目 田 地積643㎡ 計田3筆 2,220㎡ 利用目的 稲作 始期2018年3月1日から終期2023年2月28日(5年間) 10a当り借賃料 粃90kg 経営面積6ha 家族数2 稼働労働力2 担当委員は、1番鎌田会長です。更新の案件です。資料につきましては63ページに添付してあります。

(事務局)
事務局長

働労働力2 担当委員は、1番鎌田会長です。更新の案件です。資料につきましては63ページに添付してあります。

整理番号10番 受付番号12番 移動区分 賃貸借 借受人 K・Y 貸付人 H・M 土地表示 大字高城字下小坪 地番〇〇番 地目 田 地積48㎡ 計 田3筆 1,022㎡ 利用目的 稲作 始期2018年3月1日から終期2028年2月29日(10年間) 10a当り借賃料 全部で10,000円 経営面積2ha 家族数3 稼働労働力2 担当委員は、5番堀田委員です。新規の案件です。資料につきましては64ページに添付してあります。

整理番号11番 受付番号13番 移動区分 賃貸借 借受人 H・K 貸付人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 土地表示 大字高城字菌田 地番〇〇番 地目 田 地積972㎡ 計 田2筆 1,897㎡ 利用目的 稲作 始期2018年3月22日から終期2023年1月21日(4年10ヵ月) 10a当り借賃料 全部で7,000円 経営面積4.3ha 家族数3 稼働労働力3 農地中間管理機構が行う特例事業です。資料につきましては65ページに添付してあります。

整理番号12番 受付番号14番 移動区分 賃貸借 借受人 M・T 貸付人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 土地表示 大字高城字横町 地番〇〇番 地目 田 地積1,007㎡ 利用目的 稲作 始期2018年3月22日から終期2023年1月21日(4年10ヵ月) 10a当り借賃料 全部で4,000円 経営面積5.4ha 家族数3 稼働労働力3 農地中間管理機構が行う特例事業です。資料につきましては66ページに添付してあります。

整理番号13番 受付番号15番 移動区分 賃貸借 借受人 M・T 貸付人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 土地表示 大字高城字横町 地番〇〇番 地目 田 地積1,026㎡ 計 田3筆 3,056㎡ 利用目的 稲作 始期2018年3月22日から終期2023年1月21日(4年10ヵ月) 10a当り借賃料 全部で12,000円 経営面積5.4ha 家族数3 稼働労働力3 農地中間管理機構が行う特例事業です。資料につきましては66ページに添付してあります。

整理番号14番 受付番号135番 移動区分 賃貸借 借受人 宮崎県農業振興公社 貸付人 Y・K 土地表示 大字高城字菌田 地番〇〇番 地目 田 地積1,042㎡ 計 田2筆 1,549㎡ 利用目的 稲作 始期2018年4月1日から終期2028年3月31日(10年間) 10a当り借賃料 粃65kg 農地中間管理事業です。資料につきましては67ページに添付してあります。

(事務局)
事務局長

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>受付番号 135 番以降の案件につきましては、全て農地中間管理事業での賃貸借となります。借受人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっており、2月20日(火)に公社の審査会で全て可決されております。公社との契約期間は10年で、未相続農地は5年契約となります。全部で田 24 筆 18,652 m² 畑 2 筆 1,598 m² 合計 26 筆 20、250 m²の集積面積となります。今回の農地中間管理事業の集積配分計画の詳細については、資料の 52 ページから 54 ページに記載してあります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>事務局説明が終わりましたので、担当委員の補足説明をお願いしたいと思いますが、議事参与に関係する委員がおられますので、先に整理番号 11 番受付番号 13 番の案件につきまして審議したいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、整理番号 11 番受付番号 13 番につきまして議事参与に関係する 5 番堀田委員の退席をお願いします。</p> <p>(5 番堀田委員退席)</p> <p>それでは、議案第 64 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について整理番号 11 番受付番号 13 番につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業でございますので説明は省略致します。</p> <p>質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願い致します。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第 64 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について整理番号 11 番受付番号 13 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 64 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について整理番号 11 番受付番号 13 番は承認可決と致します。</p> <p>(5 番堀田委員自席に戻る)</p> <p>それでは、受付番号 3 番から残りの案件の補足説明に入ります。まず、受付番号 3 番から 7 番及び 12 番につきまして担当委員の 5 番堀田委員から補足説明をお願い致します。</p>

<p>(5 番) 堀田 計一</p>	<p>受付番号 3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、12 番は、すべて今まで借受人が耕作されていて、今回、新規で利用権設定をされるということです。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号 8 番につきまして、私から説明させていただきます。前耕作者は M・F さんであります。ご主人が亡くなられた後は、H さんがすべて手伝いをされ小作をされておられました。M さんは、畦草刈りなどの軽作業を手伝っておられたみたいです。M さんが足が悪くなり、全てを H さんにお任せしますという事で、H さんが耕作されることになりました。以上です。</p> <p>その他の案件につきましては、すべて更新でありますので、説明を省略させていただきます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 64 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について受付番号 3 番から 12 番、14 番から 15 番、135 番から 146 番につきまして質疑をお受け致します。質疑のある方は、挙手のうえ受付番号を言われてから質疑をお願いします</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第 64 号農用地利用集積計画 (利用権設定) についてであります。受付番号 3 番から 12 番、14 番から 15 番、135 番から 146 番の案件につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので議案第 64 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について受付番号 3 番から 12 番、14 番から 15 番、135 番から 146 番の案件につきましては承認可決と致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 65 号農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見についてであります。事務局長の朗読・説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>資料の 79 ページをお願い致します。議案第 65 号農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見を求める件について下記のとおり提出する。</p> <p>番号 1 番 変更内容 農用地区除外 事業計画者 M・T 申請地 大字高城字木寺〇〇番 面積 1,793 m² 地目 畑 申請理由 申請地は鶏舎と森に囲まれており日当たりも悪く、農業機械も入れないため永年耕作できない状態である。平成 29 年に発生した鳥インフルエンザの埋却地となっており、今後の耕作の予定もないため農用地からの除外を申請した。備考 平成 28 年 9 月非農地証明発行済 資料につきましては、80～85 ページに添付しています。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>番号2 変更内容 農用地区除外 事業計画者 Y・Y 申請地 大字椎木字石原新田〇〇番 面積444㎡ 地目 田 申請理由 申請地に一般個人住宅を建設する計画があり、農地転用の申請をするため農用地からの除外を申請した。 備考 農地転用許可の見込みあり 資料につきましては、86～91ページに添付しています。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、質疑をお受けします。質疑のある方は、挙手の上、受付番号を言われてから質疑をお願いします</p>
<p>(6番) 西 和浩</p>	<p>受付番号1番ですが、農業委員会では、平成28年度に非農地証明発行済であるため農地としての取扱いはしていないと思いますが、農業振興地域整備計画では、現状は農地ということですか。</p>
<p>(事務局) 専門監</p>	<p>平成28年の9月にMさんから、非農地証明の申請があり、その時に現地調査で農地として耕作するのは難しいという判断により農業委員会から非農地証明を出しています。今回、意見を求められていますのは、農業振興地域の整備に関する法律と農地法の法律とは別の法律でありますので、農地からは除外されていますが、計画上は農業振興地域の農用地のまま、計画が残っているということです。今回は、それを除外してくださいという申請であります。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>他に質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第65号農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見について番号1番、2番についてであります。この案件につきまして、農用地区除外について相当とされる方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員農用地区除外については相当との事ですので、議案第65号農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見について1番、2番につきましては、農用地区除外を相当とし、木城町長宛報告します。</p> <p>以上で本会議を終了致します。</p>
<p>協議会</p>	<p>1 3月の行事予定について 2 平成30年度農作業標準賃金及び平成29年中の農地の賃借料について 3 その他</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成30年2月期の定例総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>